



新たな潮流——ESG訴訟の動き

久保田 修平 KUBOTA Shuhei

TMI総合法律事務所 弁護士

ステークホルダー資本主義、COVID-19からのグリーンリカバリーの流れの中で、ESG投資が進展している。このようにESG投資がメインストリーム化する中でESG投資家とNGOの連携が強化され、NGOやESG投資家が関与するESG訴訟は、企業に新たなリスクを与えている。本稿では、ESG訴訟の具体例に触れつつ、ESG訴訟が増加する背景、企業の環境部門への影響について述べる。

はじめに

202X年、ある日本の上場企業の法務部に、米国の裁判所と日本の裁判所から訴状が届く。訴状の内容を見ると、原告は北米で農業を営み山岳ガイドの仕事をしている男性であり、氷河湖の下流の町に在住しているとのこと。気候変動の影響により氷河湖の水が解け、水位が上昇し、決壊の危険が高まったため、対策に迫られているとの記載がある。そして、同社が排出する温室効果ガスが世界全体の温室効果ガスの0.47%を占めており、それにより、氷河湖が決壊する危険がそれに見合う分だけ増えたので、対策に要した費用の0.47%分を支払うように求めるという内容。これまで前例のない訴訟であるが、このような場合、弁護士はどのような観点で訴訟を遂行するのだろうか。また、企業の環境部門にはどのような影響があるのだろうか。

上記は架空の事例であるが、実際に海外で起きている訴訟に基づいている。ほんの数年前まで、このような訴訟はある種の「珍しい訴訟」として一部で注目を集めることはあっても、企業が具体的なリスクと感ずるものではなかったし、現時点においても、そうかもしれない。

しかし、ESG投資が注目を集め、企業の環境や社会に対する取り組みが株価にまで影響を与え始めている昨今、サステナビリティに関する動きは極めて速い。仮に、現時点では大きなリスクではないとしても、数年先は果たしてどうか。

本稿では、近時の新たな潮流である「ESG訴訟」に

ついて、その概要や企業の環境部門に与える影響について論じる。

1. ESG投資の影響

1.1 ESG投資とは

ESG投資が活況を呈し、持続可能な開発目標(SDGs)の言葉を色々な場で目にするようになって久しい。

ESG投資とは、投資判断の際に、従来から考慮されてきた財務情報に加えて、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)に関する企業の情報を考慮する投資をいうが、2008年のリーマンショック以降のいわゆる短期主義への反省という風潮の中で次第に拡大し、2019年4月に公表されたデータでは、ESG投資残高は全世界で31兆ドル、国内では2兆ドルといわれる。そして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う混乱の中、ESG投資は下火になるのではないかとはいわれたが、実際には、逆にESG投資にますます注目が集まることとなり、結果的に、2020年はESG関連の金融商品が急増した年になったとも報道されている。

1.2 法律実務への影響が始まった

このようなESG投資の動向は、日本においても企業活動に着実に影響を及ぼし始めているが、我々弁護士

が携わる法律実務の世界にも、具体的な「事案」という形で影響を与え始めている。

例えば、2020年3月、環境NGOの「気候ネットワーク」が、日本の上場企業（金融機関）に対して気候変動関連の株主提案を行ったことは大きな注目を集めた。同NGOは、同年6月の株主総会において、同銀行に対して、パリ協定及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に即した開示を行う旨を同社の「定款」に規定することを提案した^{*1}。この株主提案については最終的に否決されたが、議決権行使助言会社の世界大手のグラスルイスやインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ（ISS）などが賛成の立場を採り^{*2}、最終的に35%の賛成票を集めた。そして、このようないわゆるアクティビスト投資家の動きを受けて、同銀行は、2020年4月、石炭火力発電所の新規建設を用途とする投融資は今後一切行わないことを宣言するとともに、2030年までに25兆円のサステナブルファイナンスを行う方針を公表するに至った。

この例のように、ESG投資家が株主権の行使や企業との対話の中で、企業活動に影響を与えようとする動きは一般にエンゲージメントと呼ばれている。特に近年は、機関投資家や大手運用会社がエンゲージメントの方針を明確に打ち出しており、場合によっては取締役の選任に反対する可能性も示唆されている。例えば、米資産運用大手ブラックロックは、本年1月、投資先企業に宛てた文書の中で、投資先企業が気候変動リスクについての情報開示等を怠った場合、その企業の取締役に対して反対票を投じる構えであると述べている。前述のような株主提案の事例は、けっして一回的な事例ではなく、今後、増加していく可能性がある。

さらに、M&Aのデューデリジェンスの場面でもESGの観点は重要になってきている。環境破壊に関してNGOから批判を受けていた米国の農薬・遺伝子組み換え企業を、ドイツに医薬品大手企業が買収したところ、買収した直後に、米国で多額の賠償金の支払いを命じる判決が出たことで、株価が大幅に下落してしまったという事例も報道されている。このような事例からも、企業価値算定において非財務情報の算定が重要であることがわかる。

以上のような動向も踏まえ、今後の企業や自治体等のサステナビリティに関するニーズに対応すべく、筆者が所属するTMI総合法律事務所では、サステナビリティ関連サービスとして、SDGs経営全般、サステナブルファイナンス、ビジネスと人権（人権DDやサプライチェーン対応）、環境法、非財務情報開示、気候変動関連の法規制・紛争対応等の各種案件に、国内外の拠点や海外法律事務所とも連携して対応している。

1.3 NGOの存在感の高まり

こういったESG投資を中心とする動向の中で、NGOが大きな存在感を発揮するようになってきている。その背景には、ESG投資をきっかけに、機関投資家や運用機関とNGOの連携が強まったことにある。

ESG投資が本格化するにつれて、企業は、機関投資家や運用機関から、様々な「ESG情報」（非財務情報）を開示することを求められるようになった。気候変動対策、従業員との関係、ダイバーシティなどのESG情報をどのように開示するのか、という点は、ESG投資家から投資を受ける立場にある上場企業にとって、非常に重要な課題になっている。一方で、機関投資家や運用機関にとっても、企業から開示されたESG情報をどのように調査・分析するか、という点は喫緊の課題である。

ESG情報の分析には、環境や人権問題、社会問題に関する幅広い知見が必要であるが、機関投資家や運用機関にはその知見が不足している。そこで、古くから環境問題や人権問題にかかわってきたNGOやNPOの知見が活用されるようになった。例えば、英国のNGOであるCDPは、企業の気候変動に対する取り組みをAからD-の8段階で評価をして、525の機関投資家や運用機関に提供しているが、CDPから情報を得る投資家の運用資産総額は96兆ドルとされている。

もともと海外では、日本と比較して国際的なNGOが社会的な影響力をもっていたが、機関投資家や運用機関がNGOとの連携を強めていることで、以前に増してNGOの存在感は高まっている。

2. 「ESG訴訟」の動き

2.1 世界で多発する気候変動訴訟

投資家とNGOの連携が強まる中で、世界では、NGOが訴訟の形で国や企業の取り組みに影響を与えようとする動きがみられる。特に気候変動の分野では、Climate Change Litigation（気候変動訴訟）と呼ばれる訴訟が世界で多発しており、英国LSEの調べによれば、2019年5月時点で、世界の28か国で1,328件の気候変動訴訟が提起されている。

中でも米国における気候変動訴訟が突出しているが、これは、同国では、気候変動対策に消極的な政策をとっていたジョージ・ブッシュ政権に反発して、気候変動対策に積極的な州や環境保護団体が、既に2000年頃から、連邦政府の気候変動対策を促す目的で、多数の気候変動訴訟が提起されてきたという経緯も関係しているものと思われる。もっとも、近年の気候変動訴訟

表1／各国の気候変動訴訟件数

国名	件数
米国	1,023
オーストラリア	94
EU	55
イギリス	53
ニュージーランド	17
カナダ	16
スペイン	13
インド	10
フランス	6
ドイツ	5
ブラジル	5
その他	31
合計	1,328

(出典:Joana Setzer and Rebecca Byrnes “Global trends in climate change litigation: 2019 snapshot”から筆者作成)

は、米国だけにとどまらず他の中小国にも拡大しており、米国以外でも注目すべき裁判例が出始めている。

2.2 「ESG訴訟」

—— 従来の環境訴訟と何が違うのか

ESG投資家と連携したNGOやESG投資家自身が、国や企業のESGに対する取り組みの改善の促すために行う訴訟を、本稿では「ESG訴訟」と呼ぶことにしたい。ESG訴訟の具体例は、冒頭に記載した想定事例のほか、様々な類型があり、それについては本稿の4章以下で紹介するが、そもそも、近年のESG訴訟と、従来NGOが起こしてきた環境訴訟の間に、どのような違いがあるだろうか。

日本においても、これまで1970年代の四大公害訴訟など多数の環境訴訟が提起され、国の政策や立法に影響を与えてきた歴史がある^{*3}。このような環境訴訟が、社会に問題を提起し、長期的には社会を大きく変えてきたともいえる。これに対して、ESG訴訟では、企業がその対応を誤れば、機関投資家の投資行動に影響が生じる結果、企業により具体的・直接的なインパクトを与える可能性がある。このような投資家と連携した動きという点は、従来の環境訴訟とは大きく異なる。さらに、ESG訴訟の原告やその背後のNGOは、訴訟において勝訴することよりも、当該訴訟の相手方（企業・自治体・国）を含む社会全体に対しSDGs・ESGの取り組みを促すことを大きな目的として訴訟を提起している。そのため、単に裁判で主張を展開するだけではなく、SNSや消費者にも訴えることによって、市民の消費行動にも影響を与える。

このようなESG訴訟の特徴を踏まえると、企業の立

場でESG訴訟に対応する場合、従来の環境訴訟にも増して、単に訴訟提起時点での法的責任の有無だけではなく、中長期の自社に与える影響をより総合して考えるが必要になる。例えば、このようなESG訴訟の被告になった場合、機関投資家や市民社会の動向を踏まえて、どのようなプレスリリースを公表するのが適切なのか、裁判ではどのような主張を行い、原告に対してどのように対応するのが適切なのかといった事項も慎重に検討する必要がある。

そして、その際、各国政府の政策、政治情勢、法制度、市場環境、慣習やメディアの特性など様々な点を考慮することが重要になってくる。そのため、弁護士だけではなく、時には、リスク広報を専門とするコンサルタント、現地の法律事務所、他のNGO等とも協働して、事案に対応しなければならないが、それぞれにチグハグの対応をされていては逆効果である。これらの対外的な対応を総合的にコントロールして進めるうえで、専門知識・経験、調整能力にたけたプロとして弁護士の役割が重要性を増している。

原告の真の目的を見誤って、従来通り、ただ勝訴判決を得ることだけを目的に訴訟活動を行っても、真の意味での紛争の解決にはつながらず、逆に、企業の事業活動にマイナスの影響を与えてしまう可能性すらある。

3. ESG訴訟が企業の環境部門に与える具体的な影響

3.1 ディスカバリー手続という負担

それでは、ESG訴訟が実際に起きたとき、企業の環境部門には一体どのような影響が生じるだろうか。

もちろん、様々な影響が考えられるところであるが、まず意識しておいていただきたいのは、ESG訴訟は、製造物責任訴訟や特許権侵害訴訟のように、日本の企業であっても海外で訴訟を起こされる可能性があり、そして、英米法系の国の訴訟では、ディスカバリーという日本にはない手続が存在する点である。

ディスカバリーとは、要するに、証拠収集のための手続であるが、海外の訴訟手続の中では最も時間・コストを要する手続であり、訴訟の結果を左右する重要な手続であるといわれている。日本の裁判では、基本的には、自らに有利な証拠を自ら選んで裁判所に提出する。したがって、自己に有利な証拠を探すために、訴訟の相手方から網羅的に証拠を入手することはできない。これに対して、例えば米国の裁判では、ディスカバリー手続により、訴訟の相手方から、網羅的に証拠を入手することができる。紙媒体として印刷されているものだけではなく、企業のサーバー内に保存されている電子データも対

象になるし、企業の担当者が日常業務で使用している電子メールも、関連するものは基本的にすべてディスカバリーの対象になり、訴訟の相手方に提出しなければならない。

また、ディスカバリー手続の中には、企業の担当者が、相手方の弁護士から質問を受けて証言を録取されるというデポジションという手続もある。弁護士事務所等と呼ばれ、相手方の弁護士から質問を受けて答え、その様子がビデオカメラで録画される。気候変動訴訟であれば、自社の温室効果ガスの排出量がどの程度かということだけではなく、温室効果ガスの排出量を削減するためにどのような取り組みをしてきたか、取締役からはどのように指示が出ていたか、今後どのような取り組みを行う予定なのかといったことが、環境部門の担当者に対して、質問されるかもしれない。通訳をつけることはできるし、双方の弁護士が立ち合いのもとで行われる手続ではあるが、企業の担当者としてみれば、想像しただけで胃が痛くなるような手続である^{*4}。

このように米国を含め海外の訴訟では、ディスカバリーという証拠収集の手続が存在し、原告側としては、米国の訴訟で入手した証拠を、日本の訴訟で使うことを一つの戦術とすることができる。そのため、冒頭の架空事例のように、同一の事件であるにもかかわらず、米国と日本で並行して訴えを提起するという事も生じ得る^{*5}。

そして、このディスカバリー手続で、ルールに違反して開示すべき証拠を開示しなかった場合、重い制裁の対象になる。どのような制裁を課されるかは裁判官の裁量に委ねられるが、実際の事例をみると極めて厳しいものがあり、電子メールを隠匿したことを理由に、実質的に敗訴が決定づけられるような事例もある^{*6}。

3.2 外国から訴状が届いたとき、企業が最初に取り組むべき行動とは

このように、ESG訴訟は、企業の環境部門にも大きな負担を与える可能性があるが、ESG訴訟の訴状が届いたとき、企業が兎にも角にも最初に行うべきなのは、弁護士を選任することである。

冒頭の事例で、訴状を受け取った法務部の担当者は、まずは事実確認を行うために、自社の環境部門にヒアリングを行うかもしれない。しかし、ここでのやり取りも上記のディスカバリー手続の対象になる可能性がある。これに対して、企業と弁護士との通信や、弁護士によるアウトプットであれば、一定の条件のもとディスカバリーの対象から除外することも可能となる。外国でESG訴訟が提起され、法務担当者が、事実関係のために環境部門にヒアリングの要請をしてきたとき、回答をする前に、弁護士は関与しているのか、弁護士に対して回答しなくてよいのかと一言確認することを、ぜひ覚えておいてい

たきたい。

4. 近時のESG訴訟の具体例

ここまで、ESG訴訟が企業にどのような影響を与えるかについてみてきたが、ここからは、世界でどのようなESG訴訟が起きているのかについて、類型ごとに、具体例を紹介する。

4.1 国や政府に対するESG訴訟

まず、気候変動対策に対する国や政府の責任を巡るオランダの事例が注目される。この事例は、オランダのNGOであるウルゲンダ・ファンデーションが886人の市民とともに起こしたもので、オランダ政府に対して、パリ協定にしたがった温室効果ガスの削減義務を果たすように求めた訴訟である^{*7}。

ハーグ地方裁判所は2015年6月、政府に、1990年比25%削減する義務があることを認めた。これは、既存の政府目標である1990年比20%削減を上回る法的な削減義務を国が負っていることを認めたものであり、世界も類をみない判決である。そして、このハーグ地裁の判決は、最終的に、オランダの最高裁でも維持され、国の法的な削減義務が確定するに至っている。

このウルゲンダ訴訟の動きは、パキスタン、アメリカ、ニュージーランド、ノルウェーなどにも飛び火し、同様に、国が法的な削減義務を負うという判決が出されている。

この事件は、一見すると企業には関係のないようなものにも思える。しかし、国が温室効果ガスを削減する法的な義務を負っているというロジックは、国が企業に許認可を与える際に、国は気候変動に与える影響も考慮に入れなければいけないという議論と紙一重であり、気候変動に与える影響を考慮せずに与えた許認可は無効であるという形で、許認可の有効性にも影響を与え、その結果、企業の活動にも影響を及ぼす可能性がある。

実際に、英国のヒースロー空港の第3滑走路の建設工事に対する差し止め訴訟において裁判所は、政府の空港国家政策声明(ANPS)が炭素排出に関する英国の責任またはパリ協定に基づく内容を適切に考慮していないとし、違法であるとの判決がなされており、この判決により、滑走路建設のための手続が法的に無効とされた結果、ANPSの修正が行われるまで滑走路建設計画の停止状態が続いている^{*8}。

4.2 企業の事業に関するESG訴訟

さらにより直接的に企業の事業活動に対して損害賠償請求を行った事例がある。本稿の冒頭で架空の事例として述べたものは、まさにこの事例をベースにしている

が、ドイツの電力会社が、ペルーで農業と山岳ガイドを営む男性から、気候変動により増加した被害対策費の負担を求められた事件である^{*9}。この事件は、ドイツの環境保護団体ジャーマンウォッチが原告を支援したことで実現したとされる。

この事件でドイツの一審裁判所は、2016年11月、第1回の弁論で結審したうえで、電力会社の排出行為と原告男性が主張する被害の間に因果関係は認められないとして、請求棄却判決を下した。しかし、控訴審裁判所は2017年、たとえ電力会社が法律上適法な行動をしていたとしても、気候変動による損害は企業責任を引き起こす可能性があるとして、氷河湖の決壊の危険性や同電力会社による温室効果ガス排出の寄与度について、証拠調べを行うこととしている。2021年現在、コロナ禍による渡航制限の影響もあり、訴訟は終結していない。

4.3 企業の開示に関するESG訴訟

ESG投資の拡大により非財務情報開示の重要性が増していることは既に述べたとおりであり、企業としては、開示情報によりESG評価を受ける以上、非財務情報を開示しないこと自体がリスクである。他方で、非財務情報を開示するにあたっては、それが投資家の投資判断に結びついていることも踏まえて、開示内容の正確性に留意する必要がある。

参考になるのがいわゆる「エクソン事件」である^{*10}。この事件は、ESG訴訟の類型の中でも、企業にとって直近の問題として重要であると思われるので、若干詳しく紹介する。

(1) 事案の紹介

気候変動に関するエクソン社による情報開示が投資家を誤解させるものであり、証券等の売買に関して虚偽表示や詐欺等の行為を禁じるマーティン法に違反するなどとして、ニューヨーク州が原告となり、違法な情報開示の差止や損害賠償などを求めた事案である。

原告は、エクソン社が、気候変動により将来的に生じ得る規制コスト等「プロキシコスト」^{*11}という形で想定している旨の開示を行っていたにもかかわらず^{*12}、非公開の社内資料(Internal Data Guide)では、個々のプロジェクトの事業計画策定用の数値としてプロキシコストより低い値の「GHGコスト」を定めており、実際のプロジェクトにおいてプロキシコストが考慮されていなかったことから、同社の開示がマーティン法等に違反しているなどと主張した。

裁判所は、①エクソン社のプロキシコストにかかる情報開示は誤解を招くものではないこと、及び②当該情報開示は投資家にとって重大なものではなかったことを

理由に原告の訴えを棄却したが、特に②について裁判所は、「問題となる不実開示が合理的な投資家にとって重大であるといえるのは、当該開示が具体的な事実や結果によって裏付けられる程度に十分特定されている場合に限られる」との連邦裁判所の判例を引用したうえで、エクソン社の財務諸表等に影響を与えることを原告が主張・立証できていない点、通常の合理的な投資家は20年30年先の将来プロジェクトにおける投機的なコスト予想を投資判断に用いないと考えられる点などを指摘し、原告は重大性について立証できていないとした。

本判決は一審裁判所のもので、かつニューヨーク州法に基づく判断であるが、ESGテーマの中でも関心の高い気候変動に関する情報開示についての初めての判断という点で注目すべきものである。原告が本件の情報開示で実際に影響を受けたという具体的証拠を提示できなかった以上、判決の結論は妥当なものといえるが、短期の収益よりも長期的視点を大きく重視し、かつ最初の投資判断においてSDGs・ESG情報に明確に重点を置くような投資家が現れた場合、こうした判断が今後も維持できるかは議論の余地がある。

(2) 日本法における検討

日本において同様にSDGs・ESG情報の瑕疵の法的責任が問題になった場合、どのような請求が考えられるだろうか。一般論としては、一般不法行為の要件を満たせば、会社及び会社役員等への損害賠償請求が可能であり(民法709条)、会社法上も役員に対する損害賠償請求が可能である(会社法429条)。また、会社代表者が投資家等の第三者に対し損害賠償責任を負う場合には、当該投資家等は会社に対しても損害賠償請求が可能である(会社法350条)。

さらに金融商品取引法では、有価証券報告書等の虚偽記載に関して、民法709条の特則を定めており、一定の要件を満たす場合に、不法行為の要件を緩和している(18条、21条、21条の2、22条、24条の4等)。この要件のうち特に問題となるのが、「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているとき」という「重要な事項」、「重要な事実」の要件である。問題になるESG開示情報が有価証券報告書等に記載されている場合、これら要件の充足性が論点になる^{*13}。

有価証券報告書等のESG情報のうち、将来の目標や抽象的な取り組みについて、仮にそれが未達または実態が伴わなかったとしても、経営者は株主からの不信任という形で責任をとればよく、投資家が損害賠償する類の責任には至らないと考えられる。一方、「消費エネルギーをすべて再生可能エネルギーに切り替え終了」

といった情報の場合、気候変動対策を投資判断の最上位に位置付けるESG投資家からすれば非常に重要な情報となりうる。仮に当該投資家がこの企業に投資したあとに、実は依然として石炭火力を使用している事実が発覚した場合、当該投資家は真実の情報を知っていたら投資を行わなかったかもしれない。前述のように、SDGs・ESGを強く志向・表明し、かつそれを企業に要求する大口投資家が増加傾向にある中、重要な事項・事実になりうるSDGs・ESG情報が全く存在しないと言い切ることはできないと考えられる。

5. ESG訴訟の今後

上記では、ESG訴訟の中でも気候変動関連訴訟を中心に述べたが、ESG訴訟の中には、気候変動以外にもより幅広いテーマの訴訟が数多く存在する。例えば、サプライチェーンの労働・事件のテーマに関していえば、ユニリーバケニアの労働者に対する安全配慮義務違反理由として、ユニリーバ本社に対する訴えが提起された事例などがあり、さらに、取締役の善管注意義務に関するものとして、取締役がダイバーシティーに関する取り組みを怠ったことが善管注意義務違反に該当するとして、株主が訴えを提起したオラクル訴訟などがある。

新型コロナウイルスの影響の中で、ESGのテーマの中でもS(社会)に投資家の大きな関心が集まるようになっており、このような動向は、ESG訴訟の今後のトレンドにも影響を与えることが予想される。

また、上記のようなESG訴訟の具体的な事例からもわかるように、ESG訴訟を提起する原告やその背後にいるNGOは、より社会に与える影響が大きい企業の取り組みに影響を及ぼす、行動変容を迫ることを目的としており、そうであるからこそ、大手の有名企業をESG訴訟の対象にする傾向にあるということもできる。NGOと機関投資家の連携が強化されていく中で、ESG投資家から投資を受ける大手企業ほど、ESG訴訟の今後の動向に注意を払う必要がある。

日本におけるESG訴訟の事例は、現時点で多くはない。前述の気候変動ネットワークの整理によれば、いわゆるシロクマ公害調整・シロクマ裁判の事例^{*14}や、石炭火力発電所に対する地元住民らによる差し止め訴訟の事例がこれに該当するとされる。日本でESG訴訟の事例が多くない背景には、米国のようなクラスアクション制度が存在せず、大規模な集団訴訟が実現しにくいという事情も関係している可能性もあるが、4章で紹介したESG訴訟の類型の中には、(裁判所が原告の請求を認めるかどうかは別として)日本の民事訴訟・行政訴訟の中でも訴えを提起すること自体なものが含まれている。そうすると、現時点で日本におけるESG訴訟が少ないのも、単なる過渡期である可能性もあり、ESG投資が拡大する

中で、日本においても今後ESG訴訟が増加していく可能性もある。

そして、国内外でESG訴訟が提起されて企業が被告になった場合、ディスカバリー手続への対応を含め、環境部門の関与は欠かせない。企業の環境部門にとっても、ESG訴訟は、もはや「対岸の火事」ではなくなってきていることはご留意いただきたい。

- *1 この株主提案は、「当会社がパリ協定及び気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に賛同していることに留意し、パリ協定の目標に沿った投資を行うための指標および目標を含む経営戦略を記載した計画を年次報告書にて開示する」という条項を、定款に規定するよう求めるもの。日本の会社法では、株主が提案できるのは議決権を行使できる事項に限定されていることから(会社法303条1項)、定款変更という形で株主提案権が行使されたものと思われる。
- *2 そのほか、ノルウェーのノルデア・アセット・マネジメント、ストアブランド、KLPなどが賛成したと報道されている。
- *3 1971(昭和46)年6月のイタイイタイ病裁判、同年9月の新潟水俣病裁判、イタイイタイ病控訴審裁判、1972(昭和47)年7月の四日市公害裁判、1973(昭和48)年3月の熊本水俣病裁判は、四大公害訴訟と呼ばれる。四大公害訴訟の結果を受けて、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、1974(昭和49)年9月より公害健康被害補償制度が施行されることになった。
- *4 インターネットの動画検索サイトで“deposition”と入力して検索すると、実際のデポジションの様子を録画した動画を見ることができる。
- *5 外国と日本で同じ事件が裁判になることを、「国際的訴訟競合」という。民事訴訟法の平成23年改正に際して、国際的訴訟競合についての規定の新設が試みられたが、最終的には立法は見送られている。その結果、現行法上、外国で裁判になっていることは、それ自体としては日本の裁判では考慮されず、日本でも並行して裁判を行うことは基本的には可能とされている。
- *6 例えば、元従業員が会社に対して男女差別を理由に損害賠償を求めた事件のディスカバリー手続において、会社側がいくつかの電子メールを元従業員側に提出することを怠ったため、裁判所は、「会社側が提出を怠った電子メールには、会社側に不利な記載があると推認してよい」とし、最終的に会社は元従業員に対して2,920万ドルを支払うべきと判断した(Zubulake, 2004 U.S. Dist. LEXTS 13574)。
- *7 State of the Netherland v. Urgenda Foundation
- *8 R (Plan B Earth and Others) v. Secretary of State for Transport and Others
- *9 Saul Luciano Lliuya v. RWG AG
- *10 State v. Exxon Mobil Corp.
- *11 気候変動の影響により各国政府が様々な規制を課すこと等によるコスト増を想定し、その財務的影響をエクソン社が独自に定量化したものと。OECD諸国でのプロキシコストは2030年で約60ドル/tCO₂、2040年で約80ドル/tCO₂などと予想されていた。
- *12 この2014年の公表資料(Managing the Risks等)は、複数の投資家から、気候変動リスクをどのように管理しているのかという質問を受けるようになったことから作成されたものである。
- *13 重要性の判断は事案ごとの個別具体的な判断であるが、裁判例では、「虚偽の記載がされていることによって、株価に影響を与え投資者に損害を与える蓋然性のある事項」(東京地判平成19年10月1日判タ1263号331頁)、「投資家等の合理的な投融資、権利行使等の判断に影響を与える重要な事項、若しくは、投資家等がかかる判断をするに際して重要な事実について誤解を生じさせないために記載することを要する事実の記載」(東京地判平成22年3月9日金商判1409号32頁)等の判断が示されている。
- *14 環境保護団体、ホッキョクグマ、日本やツバルに住所を有する個人が、電気事業者10社及び電源開発を相手として、CO₂排出量を1990年比29%以上削減することを求め、公害等調整委員会に対して調停を申請した事件。公調委は、平成23年11月28日に却下決定。その後の東京地裁平成24年7月6日、東京高裁平成27年6月11日においても、原告の請求は棄却された。